

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇

代理人

〇〇〇〇

上記審査請求人から平成30年7月23日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく同年5月21日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成30年5月21日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った本件処分を取り消す。

事案の概要

- 平成27年2月4日、請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで請求人世帯の保護を開始した。
- 平成30年1月29日、処分庁は、同月15日に、請求人の銀行口座に国民障害基礎年金の遡及受給分〇円（以下「本件障害年金」という。）が入金されたことを確認し、請求人から、年金証書及び年金支払通知書の提出を受け、請求人に対し、本件障害年金は、法第63条の規定に基づく費用返還請求の対象になること及び返還対象額から控除し得る自立更生費について説明したうえで、債務承認及び返還誓約書を受理した。同日、請求人は、自立更生費として、故障しているエアコンの買い換え費用及び和式トイレに設置する据置き便座の購入費用（以下「エアコン等購入費用」という。）を希望する旨申し立てた。
- 平成30年2月5日、処分庁は、請求人から、エアコン等購入費用を希望する旨の自立更生計画書を受理した。
- 平成30年2月13日、処分庁は、〇課（以下「本庁」という。）との協議を踏まえ、エアコン等購入費用を自立更生費として認めない方針を確認し、同月20日、その旨請求人に説明した。
- 平成30年2月21日、処分庁は、扶養義務者である請求人の兄に対してエアコン等購入費用の援助の可否について照会し、同年3月8日、援助はできないとの回答を得た。また、処分庁は、同所の障害者施策担当職員から、請求人の現在の身体状況では身体障害者手帳の等級変更は困難であること及び請求人の同手帳3級では日常生活用具として洋式便座の給付対象にはならないことを確認している。
- 平成30年3月30日、処分庁は、再度本庁と協議し、エアコン等購入費用を本件障害年金から自立更生費として控除することは認められないとの方針を

確認したうえで、同年5月14日、請求人にその旨説明した。

- 7 平成30年5月21日、処分庁は、本件処分を行い、請求人に対し、本件処分に係る決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）を送付した。
- 8 平成30年7月23日、請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 本件処分に係る調査・説明義務違反の違法

ケースワーカーが、請求人の住環境の改善には目を向けず、必要不可欠な物品の購入に焦点を当てた説明を行ったため、請求人は、住宅の改修工事には意識を向けることなく、エアコン等の購入希望を伝えるにとどまったのであるから、処分庁には調査・説明義務を怠った違法がある。

(2) エアコン等購入費用を自立更生費として認めなかったことの違法

請求人には、エアコン及び据置き便座を購入する「真にやむを得ない理由」があるのに、処分庁は、自立更生費の控除について形式的な一般論に終始し、請求人の健康状態、身体残存能力、住環境等をきちんと検討することなくエアコン等購入費用を認めなかった本件処分は、裁量権の逸脱・濫用があつて違法である。

(3) 理由付記の不備の違法

本件決定通知書に記載された理由のみでは、どのような検討を行い、どのような理由で「真にやむを得ない理由」が否定されたのかが明らかにされておらず、本件処分には理由付記の不備がある。

(4) 以上により、本件処分を取り消す裁決を求める。

2 処分庁の主張

(1) 調査・説明義務について

処分庁は、請求人から、コンセントの修理等、請求人宅の住宅維持費に係る保護申請を受理し、適切に助言を行うなど、請求人の住環境全体に目を向け、請求人の様々な需要について検討を行っており、調査・説明義務の懈怠はない。

(2) 自立更生費の控除について

請求人から希望のあつた自立更生費の控除について、処分庁は、本庁と協議・検討を行ったうえで、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1の(2)の(イ)の「真にやむを得ない理由」は認められないとの結論に至つたものである。

(3) 理由付記について

処分庁は、請求人に対し、自立更生費として認められない理由を説明しており、また、本件決定通知書には、本件処分に至つた経過や返還請求額を明示していることから、理由付記が不十分とはいえない。

(4) 以上のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるため、本件審査請求については棄却するとの裁決を求める。

理 由

1 本件処分に係る調査・説明の適否

(1) 本件に係る法令等について

法は、日本国憲法第25条の理念を受けて、生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており、この目的を達成するため、法第27条の2において、「要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。」と規定している。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長。以下「局長通知」という。）第12の1において、法の実施機関は、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じて少なくとも1年に2回以上訪問調査を行うこととされ、また、同通知第12の4において、要保護者の自立に向けた援助方針の策定及び評価・見直しを求めている。

(2) 本件処分について

本件において、処分庁は、平成27年度から平成29年度については、4箇月に一度訪問し、請求人の身体の状態や兄との交流状況の確認、障害年金受給やヘルパー支援の提示等を行っていることから、生活実態の把握や病状等の調査に努めていたことが認められる。また、年金の遡及支給がなされた平成30年1月15日以降も、電化製品等の必要物品の確認、生活状況・通院状況の把握等の事実が認められることからすれば、処分庁は、請求人の自立を助長するために、住環境を含む請求人の様々な需要について、調査・説明していたものと認めることができる。

したがって、処分庁が、本件処分に係る調査・説明の義務を懈怠したと認めることはできない。

2 エアコン等購入費用を自立更生費として認めなかったことの適否

(1) 本件に係る法令等について

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と保護の補足性を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と保護の基準を定めている。そして、法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と必要即応の原則を定めている。

イ 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定し、その受けた保護金品に相当する額を一律に返還させるのではなく、その金額の範囲内で返還額を決定することとし、返還額について保護の実施機関の裁量を認めている。

ウ そして、法第63条の規定に基づく費用返還については、平成24年課長通知1の(1)において、「原則、全額を返還対象とすること」と示され、同通知1の(2)において、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更

生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して「厳格に対応することが求められる」とされている。また、同通知1の(2)の(イ)において、原則として遡及して受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、事前に保護の実施機関に相談のあった、「真にやむを得ない理由」により控除する費用については、「慎重に必要性を検討すること」と示されているものの、「真にやむを得ない理由」により控除を認める余地があることは、明示されている（同通知1の(2)の(ア)の③）。

それゆえ、法第63条の規定に基づく返還額の決定について有する処分庁の裁量は全くの自由裁量ではなく、処分庁の裁量権行使において、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量の逸脱又は濫用となるというべきとされている（最高裁判所判決平成18年2月7日民集60巻2号401頁参照）。

(2) 本件処分について

ア 請求人は、保護受給中の平成30年1月15日に、本件障害年金〇円を受領している。平成29年12月7日付けの国民年金・厚生年金保険年金証書によれば、請求人は、平成28年9月に本件障害年金の受給権を取得していることから、この年金受給権の取得時点において資力が発生したものと認められる。したがって、請求人は資力がありながら保護を受けたものといえるため、法第63条の規定に基づき、平成28年12月から平成30年1月までに受給した14箇月分の保護費のうち、資力の限度である〇円の範囲内で処分庁が決定した額を返還すべき義務を負う。

イ 処分庁は、当初、エアコン等購入費用について、「真にやむを得ない理由」が認められると判断していた事実が認められるところ、本庁との協議を経た後には、本件障害年金から自立更生費として控除することは認められないとしているが、ケース記録等によれば、これは、遡及して支給される年金からの控除については一切認められないとの本庁の方針を踏まえたものであると伺うことができる。

しかし、法令は、遡及して受給した年金からの自立更生費の控除について一切認められないとは定めていない。法の趣旨・目的を鑑みれば、個別・具体の事案における自立更生費控除の検討にあたり重視すべきは、請求人が希望する保護金品が当該請求人の自立に資するものか否かという点にあるにもかかわらず、本件処分において処分庁は、本来一つの考慮要素に過ぎない遡及年金に係る控除等の取扱いについての本庁の方針を過重に評価し、そのため、処分庁の判断が左右されたものと認められることから、処分庁の当該判断は、その裁量権の行使において、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くものといわざるを得ない。

ウ 請求人の希望するエアコン等の購入費用について、処分庁は、据置き便座については、請求人の下肢障害の程度が、障害の負担を軽減する日常生活用具の給付の対象外であるにもかかわらず、生活保護受給者でかつ年金遡及受給者だけが間接的に公費から日常生活用具を給付されることとなると、公平を失する旨主張するが、請求人は、〇や〇による障害を抱え、他に指定難病である〇に罹患しているため、日常生活に支障をきたしていることや、ケースワーカーも、下肢に障害のある請求人が日々の生活をするうえで、洋式便座は必要不可欠な物品であることを認識していたもの

と認められる。また、エアコンについても、処分庁は、預貯金等で賄うことが原則であり、それが困難な場合には、他法他施策の活用を助言している旨主張するが、請求人の居住スペースにエアコンはなく、夏場は、最高気温が38度以上の日が続くという近年の京都という地域的な特徴から、猛暑の中で身体への負担が大きく、請求人は、貧血やめまい等、熱中症の症状が出るなど、障害を抱える請求人にとってエアコンの必要性は極めて高く、ケースワーカーもその必要性を認識していたものと認められることから、エアコン等購入費用の控除を認めないとした処分庁の判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと判断される余地があったと認められる。

- (3) したがって、エアコン等購入費用について、自立更生費控除を認めないとした本件処分には裁量権の逸脱・濫用があり、著しく不当であるから、この点において請求人の審査請求には理由がある。

3 理由付記の適否

- (1) 本件に係る法令等について

法第24条第3項、第4項及び第9項は、保護の変更申請に対する保護の決定に際し、決定理由を附した書面をもって通知しなければならないと規定している。また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問10の14において、法が決定理由の付記を要求しているのは、法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあることから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものであって、個別のケースに応じて、決定理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解することができるような表現を用いることが望ましい旨示されている。

- (2) 本件処分について

本件決定通知書の冒頭には、法第63条の規定に基づく生活保護費の返還額を決定した処分である旨記載され、「請求理由」欄には、遡及して受給した障害年金〇円が返還対象であり、エアコン等購入費用が自立更生費として控除されず全額返還となる旨が記載されている。また、処分庁は、請求人に対して、平成30年2月20日及び同年5月14日の自宅訪問時において、生活必需品の購入は経常的な生活費で賄うのが原則であり、エアコン等の購入費用は、「真にやむを得ない理由」とはいえないとの本庁との協議の結果を報告している。このような事実も踏まえて本件決定通知書の記載をみれば、その内容は、決定理由を周知させるに必要かつ十分な内容といえ、請求人にとって容易に理解することができるような表現であると認められる。

したがって、本件決定通知書の理由付記に不備があるということはず、違法又は不当な点は認められない。

- 4 以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年8月22日

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊